

議案第 57 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

本市職員の地域手当の支給割合の引上げに伴い、病院事業管理者の地域手当及びパートタイム会計年度任用職員の基本報酬に係る規定について所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

- 1 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

病院事業管理者が医師である場合における地域手当の支給割合の特例に係る規定について、本市職員の地域手当の支給割合の引上げに伴う所要の規定の整備を行うこととする。（第 6 条関係）

- 2 小田原市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

パートタイム会計年度任用職員の基本報酬に含まれる地域手当相当額の算出割合を 100 分の 12 に引き上げることとし、これに応じた所要の規定の整備を行うこととする。（第 29 条関係）

- 3 経過措置（改正条例附則第 5 項関係）

2 にかかわらず、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間におけるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬に含まれる地域手当相当額の算出割合は、100 分の 11 とすることとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日